

第二章 新しき地 新しき村



## 第二章 新しき地 新しき村

### 一、小作人処置に重点

前章は開成社結社前の建設に係るものであり、この外にも佃戸の新築、橋梁改修等開墾始業の準備が進められてきたが結社宣言により活動はいよいよ本格化した。

荒地は開かれて耕地化された、部分から、種苗が施されて、生産作業状態に入る。このためには小作人体制が先決である。文明の農機などはもちろん化学肥料もない時代、農耕の利は小作人の知能体力に頼らねばならぬ、この点は開成社先人も夙とに痛感するところであったことは、規則の中に一目瞭然である。

第四十七条　此屋に住ましめ此地を守らしむるには小作人を以てす、之を遇するの法第四八条より第五八条迄の通りにすべしとし、

小作人待遇問題に規則全章の半近くを割いている。小作人の稼働力を重視し、その待遇に手の届くかぎりの配慮したことが条文を通してうかがえるのである。しかし小作人は労働力が唯一の資本である以外、ほとんどが無一物であり、彼らが佃戸に住込んだ日から米塩の支給、寝具の手当をしなければならず、耕作にはスキクワの農具、施すべき肥料の調達に至るまで面倒をみてやらねばならず、これが入居小作人の全部というのではないが、とくに年々に統くこの煩わしさを厭わず、我らの先人は素志を通したのである。

### 二、社員対小作人

しかし、小作人には、実直な者ばかりでなく、性來の懶け者もかなりいた。規則契約などは全く無視して反則を日常と

している者もいた。前項に説くように社員（地主）は小作人の将来を図り、現在の生計に対し、個人地主とは違った開成社員としての保護と寛容を示していたのだが、彼らはこれを理解しようとした。

入植に当つて人選のいとまなく、希望者をそのまま受入れたから、中には札付の不良も二三にとどまらなかつたである。世情はまだ不安がみなぎる明治変革早々であつたこととて、人間模様も種々雑多であり、むろん失業者も群つていた。生活にありつけるといった目的が先であつた者もいたに相違ない。これらのたぐいが作業を怠り、問題を起し、開拓掛を煩わしたりして、最後は逃出したのである。

### 三、開拓地新年会

明治七年一月一日 開成社有志、開拓掛県官ら開成館に会同して、開拓地最初の新年会を催し新しい年度の事業進展を祝つた。

### 四、池塘の命名

同 一月五日池塘竣切し開成沼と名づける、池塘の構造は前述した通りである。

### 五、第一次入居四十三名

小作人の第一次集団入居は、佃戸六十一戸が用意されたのは七年三月である。佃戸の設計については雨露をしのぐに足る長屋形式の建築を可とする意見が社内にあつた。これは予算を考えてのもつともな処置と受けられたが、小作人の永住のためには一家族一戸の独立居宅でなければならないという中条典事の言通りに運ばれ、一戸九十円の工費をかけ、一応安心して住める新屋が建ちなんだ。

応募者は地元大槻を始め、郡山、横塚、富田、片平等の隣接村と田村郡内からも、主として二、三男が独立をめざしてきた。応募数は四十三名である。この四十三名が新築の佃戸に入り、明日からの作業配置を前にして、開拓掛の指示、開成社からは、規則の中の小作人心得の条々を読みきかせ、固く順守すべきを促した。彼らは規則の々々が小作人の将来を保証しているに安堵し神妙ぶりをみせたが、日時を過すうち前述したような反則者が出るのであった。

## 六、結社の認可

六年十一月十二日出願の開成社結社願に対し、規則中に修正を要する指示を受けたりして改めて七年三月に再出願なし同月九月三日許可される（結社規則別掲）

## 七、桑園植付開始

明治七年四月十八日、さきに県より借用した五千円の返済延期を得、これを桑園創始に当て、当日四万二千五百三十五本苗木の植付を行う。

## 八、新田四十七町七反六畝配分

同年五月三日事業着手以来開田された四十七町七反六畝（四七八〇アール強）が県開拓掛から開成社員に割当てられる。

## 九、中条典事帰庁

同年十月十九日典事中条政恒は大属に昇級し聽訟課長に就任県庁に帰る、開拓掛として開成社同志と苦労を共にし、行政改制後は第十区会議所長として、安積郡行政の指導監督に当つてきた、後任に権中属村上清通発令。

## 一〇、安場県令視察

同八年十一月五日、安場県令來り開墾現状を視察、県出先員、開成社員、耕作移住者を招いて努力を賞揚し慰勞の酒宴を催す。

## 一一、第十区会所(開成館)落成

明治八年三月二十七日、第十区会所新築成る、これは後の開成館であり三階建ての洋風高層の建築は工費二千六百余円、一万七千人からの労役を要した、工費は阿部、鳴原、正準社長ら有志が三百五十円を支出し他は郡民の寄付である。社誌に

面十五間横八間高五丈なり、西洋風に擬し、玻璃窓山水を射映し、白壁丹障美麗を極む、これに登れば移が岳、磐梯山東西に相対し、安達太良山、那須山南北にそびえ、三池沼前面に横わり鏡の如く、五郡の山野寸眸中に落ち、実によく勝概を占めたりと言うべきなり、と絶讚の辞でその景観が綴られている。

## 一二、桑樹増植

同年四月二十日、桑樹三万五千四百木の増植終る、県は大槻原開墾目標を桑園造成においてほどだつたから、水田外の高燥地は菜圃と共に桑苗作りの畑となつた。

## 一三、仮小学校舎開設（後の開成校）

明治八年、五月二十五日、仮小学校を設置した、小作人やその他の移住者の子弟教育に迫られたからである。仮小学校とはいえ教育方針は時の学制に準じたもので、年間予算の凡そ百五十円は開拓事業費から支出した、開設には開拓掛が指導役に当り開成社側も予て関心していたことであり、物心両面から実現に努めた、開校式には開成社員多数が参列した。

なお、この仮校舎は十二年に至り本建築の上開成小学校となる。

## 十四、佃人給米二百俵購入

同年五月二十九日、開拓掛村上権中属の囑命で佃人の食糧補給に米二百俵を若松より購入のため開成社員出張

## 一五、官林払下願

同年六月十日、佃人八十戸の燃料窮乏解決のため薪炭用として官林二百六十六町歩払下願の手の順成る。

## 一六、三三最初の馬耕機

九年五月十七日、桑野村に初めて牛馬応用の農耕機が導入、石井県少属が東京勧業寮の下付を得たもので、馬（牛）耕機械と洋牛十頭を引具して帰村し、これを実地に指導した。

## 一七、内務官 開墾現地视察

八年九月七日、内務省坂部五等出仕は中条の案内で開墾地域形成状況を视察、一巡りの後水田、桑園、菜圃のそれぞれ整然とした作業ぶりに感賞があつた、ただ水田等各耕地面積についての即答を出し得なかつたので、これは早急実測の上本省に申達するよう指示をうけた。

## 一八、開拓既成地測量

同年九月十八日、前項の坂部内務官の指示を果すため既開拓地面積の測量に着手

## 一九、県令再度の巡视

八年九月二十六日、安場県令は滞在二日に亘り開拓現地を巡り、田桑両耕作実態を视察し、この間宿舎に開成社員と懇談し前述の経営に助言を与えた。

## 二〇、収穫の秋

八年十月中開拓田から米にして三百二十八石（約五万キログラム）の収穫を確認する。

### 二一、桜苗木を植える

同年十一月十四日社員集会し開墾地周辺に桜苗木の栽植を決定した。

### 二二、開成沼欠壊補修

同年十一月中、水害で欠壊した開成沼の補修工事を施す。

### 二三、安場県令別れの宴

九年一月四日新任地に赴く途次、挨拶のため郡山開成山に臨んだ安場県令を迎えて開成社員は護山桜（旧開成館）に送別のお宴を開く。

### 二四、開拓者に慰労金

九年六月二十八日宮内省から開拓努力の慰労に五十円ずつの贈与あり、これにより三十日開成館に一夕の宴を開いた。

### 二五、官木払下許下

八年十二月一日予ての申請に対し、県を通じ大久保内務卿の許可あり

第十四号

開拓新村へ官林付与の儀別紙の通り御指令に相成候に付価格明細取調尚可申出此旨相達候事

明治八年十二月二日

県令代理 福島県参事 山吉盛典

開拓新村へ官林付与の儀

書面伺の趣は外一般へ差轡候に付難聞届管に候得共開拓成功新移の人民日用薪炭に指支候段具陳の趣も有之候に付、特殊の詮議を以て低価払下は可聞届候条価格取調尚申出、尤も一人別へ分与候ては転売域は濫伐の弊害も可有之に付、払下候とも申立の通暫時一村共有に定め不取締の儀無之様精々注意可致事  
払下官林地或は左の十六ヶ村三十七字に亘つていた。

大 楓 村 字久助、羽山、亀田、

多 田 野 村 字長倉山

安 子 ケ 島 村 字芳ヶ入

大 谷 村 字カニ沢

笹 川 村 字成山、ヒバリ沢

福 原 村 字大木

梅 沢 村 字丹波山、白幡山、折内、巻淵

八 山 田 村 字甲田山、南広野

八 丁 目 村 字赤阪前

高倉村　字阿久津、瀬戸田、神明、立石、安斎池

下守屋村　字鎌腰恩田、清音

小原田村　字愛宕山、深沢

川田村　字日向、在家後、北原

富田村　字爪坪、山王地

河内村　字クマ越

片平村　字牛子山、豊前山、下高森、八幡山、三島山

明治八年十一月二十日　内務卿大久保利通（註—この官林に開成社は恩賜林と命名）

## 二六、安場県令転任

八年十二月二十七日　安場県令は愛知県令に転任発令、五年六月二日権県令として本県着任し、同年十月二十八日県令に昇任する、通算三年半県政を担当した、安場は幕末の政治家洋学者横井小楠門弟中の高弟であった。

## 二七、官林払下代金支払方法

九年二月三日　官林二百六町一反一畝十六歩払下代金百二十円四十九銭四厘の支払に付、羽根田開拓掛から照会がありこれを開成社が即納するは簡単だが、一村共有を趣旨として払下を得た立前上、その負担を移住民にも及び同時に権利の分与を認めるの処置をとるため、代金は一先ず物産方預金の開拓金利子を充当することに決め、開拓掛に阿部社長から返答した。

## 一八、桑野村の生れる

九年四月七日 内務省から開拓新村を桑野村と称すべしの左記布令がきた。

一、福島県管下岩代国安積郡大槻村外三ヶ村入会字大槻原において、墾起業候處、成切に付自今桑野村と称し候條此旨  
布達候事

明治九年四月七日

内務卿 大久保 利通

狐の丘といわれた場所に洋風三階の開成館が威容を放ち、整地された耕地の周辺には、六十戸の小作人住居が建並び、朝夕のかまどの煙が空にたちのぼり、当然何軒かの物売る店も出張ってきた。小作人以外一般開拓住民を合わせて、戸数は百をこえ七百人の人口を数える人里となり、地人はすでに開成村と呼んでいたほどである。それが正式に桑野と命名された、村には、今七十六町歩の田、百四十町歩の畑と宅地二十五町歩が開かれ、さらに百町歩の開拓が進められていた。